

第3次岡山県自殺対策基本計画

基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

自殺対策の基本的な考え方

- 生きることの包括的な支援としての対策の推進
生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を通じて自殺リスクを低下させる。
- 関連施策との連携を強化した包括的な取組
様々な分野の人々や組織が密接に連携し、自殺対策の取組を推進する。
- 対応の段階に応じた効果的な対策
対応の段階に応じたレベルごとの対策を実施する。
- 実践と啓発を両輪とする取組の推進
自殺に追い込まれるという危機に陥った場合は、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行う。
- 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民が連携・協働して自殺対策を推進する。

自殺防止のための施策等

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
県・市町村、関係団体・民間団体、企業、県民等と相互に連携・協働し、自殺対策を推進
- 2 自殺対策を支える人材の育成
ゲートキーパーの育成、かかりつけ医のうつ病研修、心と命の大切さを伝える講演会等
- 3 住民への啓発と周知
イベント開催・メディア等を利用した普及啓発
- 4 生きることの促進要因への支援
相談体制の整備、自殺未遂者支援、依存症対策、人権啓発、残された人への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育

重点施策

- 1 子ども・若者への自殺対策の強化
いじめ問題への対策、子ども虐待の早期発見・早期支援、ひきこもり支援
- 2 勤務問題に対する自殺対策の推進
過労死等防止、メンタルヘルス対策の促進
- 3 経済問題に対する自殺対策の推進
相談窓口の整備、就職支援
- 4 高齢者に対する自殺対策の強化
地域における声かけ活動、特殊詐欺や悪質商法の被害防止

期間

令和3(2021)年度から
令和7(2025)年度までの5年間

数値目標

○自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)
令和元年: 14.3 → 令和7年: 13.0